第4回 第2分科会 (テーマ:キャリア教育の充実) 事項書

平成23年11月17日(木)9:00~12:00 ホテルグリーンパーク津 6F 葵の間

- 1 開会
- 2 座長あいさつ

- 3 議事
 - ①「第2回全体会を受けた審議」について
 - ②「審議が不十分な項目」について
 - ③「県立高等学校のあり方」について
- 4 その他

平成23年度 教育改革推進会議 11/17(木) 第4回 第2分科会 ホテルグリーンパーク津「葵の間」

報道

and the state of t			
		杉浦委員 (座長)	
向井 委員			太田 委員
松岡 委員			奥田 委員
土肥 委員			末松 委員
井坂特別 支援教育 副室長	高校教育	山口 副教育長	藤田 教育改革 室長

小中教 特別支 小中教 援教育 育室 室	高校 教育室	高校 教育室	教育 改革室	教育 改革室
----------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------

研修指 研修指	高校	教育	教育	教育
導室 導室	教育室	改革室	改革室	改革室

平成23年度三重県教育改革推進会議日程について

【全体织】

会議名	4日	場所(予定)
第3回全体会	平成23年12月14日(水)13:30~16:30 プラザ洞津	プラザ洞津
第4回全体会	平成23年1月26日(木)14:00~17:00	プラザ洞津
第5回全体会	平成24年3月12日(月)13:30~16:30	プラザ洞津

【第2分科会関係】

冷議名	歩	場所(予定)
第5回第2分科会	平成24年1月13日(金)13:30~16:30	プラザ洞津
第6回第2分科会	平成24年2月7日(火)13:30~16:30	プラザ洞津

中間まとめ修正案(第2分科会)

第2回会体会で出された音目。坦安	会議当日の回答内容
第2回全体会で出された意見・提案	対
	活字にはなっていないが、キャリア教育の不易の部分については議論されている。倫理教育についても不易に入っているという理解で議論していたと思われるので次回分科会でちきんと議論したい。 (杉浦第2分科会座長)
キャリア教育をする際、挨拶をしっかりとする、時間を守るなどの倫理教育、道徳教育の視点は織り 込まれているのか。(皆川委員)	キャリア教育で育成すべき能力や態度の中には、コミュニケーション能力の基礎としてのあいさつや、自己管理能力の基礎として時間を守ることなどが含まれる。これらは、倫理教育や道徳教育の視点と重なる部分である。「中間まとめ」柱1の具体的方策のイメージ「C 全ての学校における組織的・系統的なキャリア教育プログラムの策定」の中で、これらの視点に係る取組の盛り込み方等について、学校とともに検討していく。
	特に無し。
企業と連携する際、どうやって企業を選ぶかが重要である。フランスの事例で、教育ファームというのがあり、行政が企業や農家を認定するシステムがあり、認定された農家等が行政から費用を添えて受け入れをすることになっている。こういったことも参考にされると良いのではないか。(浜辺委員)	インターンシップ等の受入先については、教育委員会が「三重県職場体験・インターンシップ受入事業所の案内」Webページを設置し、登録事業所の拡充を図っている。受入に係る経費については県生活・文化部が商工会議所を通じて実習生指導料等を支援しているが、三重県版事業仕分けにおいて「要検討」とされたので、現在、新たな支援方法について検討中である。このことについては、「中間まとめ」柱1の具体的方策のイメージ「A 全県立学校におけるインターンシップの実施と充実」の中で、取組方法を検討していく。
中学校の職場体験はほぼ全ての学校で行われているということであるが、県内の実施日数の平均は	一部の学校で5日間のところもあるが、県立学校を中心に3日間くらいで実施するところが多い。実際には5日間が望ましいということで、それを増やすことが課題と捉えている。全国と比べてということについては、全国のデータが無いので、説明できない。(事務局)
どれくらいか、それは(全国と比べて)多いのか少ないのか。また、全国の先進事例はどれくらいの日数が行われているのか。兵庫県では「トライやるウィーク」という事を県内全域で5日間、土日を入れると1週間実施している。したがって、中学校で1週間実施し、高校でさらに上積みすることは重要ではないか。(中村委員)	平成22年度の三重県の公立中学校の職場体験実施率は100%で、実施日数は平均3.0日である。全国では、実施率が97.1%で、実施日数は平均2.9日である。三重県の現状では、中学校・高校ともに3日間程度の学校が多いので、これを5日間以上にしていくことと、事前・事後指導を含めて内容を充実していくことが課題である。「中間まとめ」柱1の具体的方策のイメージ「A 全県立学校におけるインターンシップの実施と充実」の中で取り組んでいく。
	配布は全員ではなく、県内の就職を希望する生徒(高校生の30%前後)全員に配布している。 (事務局)
働くルールブックは、今、県立高校、特別支援学校、中学校にどれくらいの割合で配布されているのか。働く者の責任、権利、義務が記載されているのであるから、全県立学校でインターンシップの実施を目標とするのであれば、全員に配布し、事前にそういった事を教えるべきである。(中村委員)	「働くルールブック」については、県生活・文化部が各学校からニーズを聞きとって配布しており、本年
最近外国に留学する若者や海外勤務を希望しない若手社員が増えていると聞く。このような現状を考えると、日本に住んでいる子どもたちが、今後5年先10年先に、果たして日本だけで全うできるのだろうかという視点も踏まえて議論願いたい。(中村委員)	特に無し。 キャリア教育の中で子どもたちが将来設計を考えていく過程で、海外で働くことを含めて、幅広い選択 肢からキャリアプランをたてていくような指導が必要である。「中間まとめ」柱1の具体的方策のイメー ジ「C 全ての学校における組織的・系統的なキャリア教育プログラムの策定」の中で、こうした視点の 盛り込み方等について、学校とともに検討していく。

中間まとめ修正案(第2分科会)

第2回全体会で出された意見・提案	会議当日の回答内容 対応案
●小学校の現場を見たとき、教科の授業日数の確保とか内容の徹底と言われている中で、これだけのことが果たして出来るのかと思われる。また、市教委から、中学校の校務分掌の中にキャリア教育担当をきちんと位置づけ指導してもらうよう依頼しているが、現状はキャリア教育をやる時間が少ない状況である。 ●中学校においては、総合的な学習の時間も大幅に無くなる中で、どこでキャリア教育の時間数を確保していくのかと思われる。そこで、学力の向上の取組に重点を置いていくという中で、キャリア教育も大変大事な部分であるものの、どうやって(時間の)確保していくのか。(厳しい現状で)この取組内容を見て現場の先生が意欲を持って取り組めるとは思えない。 ●中学校の職場体験の3日間ですら厳しいという声が現場にある中で、もっと長い期間や年2回という意見があるが、現実はそうではない。もっと現場の先生らがやっていこうと思えるような体制作りをした上で取り組まないとなかなか前には進まないのではないか。せっかく議論しても絵に描いた餅になってしまう。 ●小さいときから、いろんな観点から将来仕事に就いて続けてやっていく、満足してやっていく、さらには自分の特技を生かすことが大切である。しかし、一方で美術、音楽、技術、家庭の時間が減らされている現実の中で、もっと大きな観点での議論が必要である。また、三重県として、こういった課題があることを国に要望を上げることも議論してほしい。(上島委員)	特に無し。 小学校では、しばしば、教職員自身がキャリア教育を行っていると意識しないまま、授業の中で意見を伝える力や話を聴いて受け止める力を育成していたり、学校行事の中で先を見通して課題に対応する力を育てている。まずは、現在各学校で取り組んでいることが、キャリア教育で育成すべきどの能力・態度に結びついているか確認し、整理することが必要である。そうした整理をとおして、教職員がキャリア教育を意識し、日常の指導の中にアクセントや工夫を加えていくことが、キャリア教育の第一歩である。そのうえで、各学校において、入学から卒業までの間に、授業、学校行事、総合的な学習の時間等で身につけていく力を整理したキャリア教育計画を作られたい。「中間まとめ」柱1の具体的方策のイメージ「C 全ての学校における組織的・系統的なキャリア教育プログラムの策定」の意味するところは、上記のことである。体制づくりや、国への要望については、さらに検討が必要である。
職業体験は、高校では遅い。田舎の中学校では、不便なため限られた職業しか体験せずに終わっていく。また、小中学校で子どもたちは忙しく、キャリア教育の時間をなかなかとることができない。 今は、子どもたちがやりたいことを見つけることが難しい時代でかわいそうと思う。(稲垣委員)	特に無し。 各学校が、児童・生徒の実情や地域の特性を活かし、例えば異年齢の子どもたちの交流を実施したり、修学旅行の機会を利用して様々な仕事に触れる機会を作るなど、様々なかたちのキャリア教育が展開される必要がある。このことは、「中間まとめ」柱1の具体的方策のイメージ「C 全ての学校における組織的・系統的なキャリア教育プログラムの策定」の中で、取り組んでいくべきことである。
10年以上前に、自分の子どもが大学訪問をし、どんな事が学べて、どのような仕事に就くかという事を教えてもらったという話を聞いたことがある。こういった事は想定されているのか。(植村委員)	学校により事情が異なるので、ここに記載されていることが全てできる訳ではないが、いろいろな形のインターンシップがあってよいのではないかという議論がされている。例えば、進学校では1,2年の時に自分で研究して大学にアプローチして訪問したり、職業高校であれば近所の自分の知っている所へアプローチしインターンシップをするなど、それぞれ置かれいる状況の中で上手くインターンシップを取り入れていくことが分科会で議論されていたはずである。(土肥委員)また、それぞれの高校での取組に加えて、具体的方策のイメージの1つとして、「職業展の開催」というのがあり、高校生くらいの生徒が仕事のイメージをつかむ取組があるのと、「三重県版ようこそ先輩」という取組では、職場で輝いている先輩等を招いて「働く」ということを知ることができるという提言も得ている。(杉浦第2分科会座長) 県立高校では、87%の学校で大学等でのオープンキャンパスへの参加指導を、43%の学校で高校主催の大学等への見学会を実施している。こうした取組は、今後も拡充していく必要がある。「中間まとめ」柱1の具体的方策のイメージ「C全ての学校における組織的・系統的なキャリア教育プログラムの策定」の中で、取り組んでいくべきことである。

第2分科会「キャリア教育の充実」具体的方策のイメージ

(1)教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育の推進

A 全県立学校におけるインターンシップの実施と充実(継続・拡充)

集団として「群れる(仲間と共に活動する等)」ことを通して社会性の育成を図るとともに、勤労観・職業観を育成するために、全県立高校で職業を体験する機会を設ける。(継続)

特に普通科高校においては、現在、インターンシップ参加者が17%程度であるため、県立学校校長会や県高等学校進路指導協議会等に働きかけ、インターンシップ参加者を増加させる。(拡充)

また、インターンシップを3日間程度実施している学校については、5日間以上の 実施を目指す。(拡充)

B キャリア教育モデルプログラムの開発と各高校のカリキュラムへの反映・普及 (新規)

各高校が入学から卒業までのキャリア教育のプログラム(指導計画)を円滑に作成・整備できるようにするため、産業界と教育委員会・高校等とが連携し、各校のプログラムのベースとなるキャリア教育モデルプログラム(指導計画)を策定する。

具体例としては、産業界・教育委員会・高校の代表等が定期的に協議し、産業界の 持つ社員研修のノウハウ等を活用した3年間の指導プログラムを作成する。

また、特に普通科高校においては、キャリア教育を時間割の中に取り込んで行くことを目指して、「産業社会と人間(総合学科で職業等について考えさせるために1年生が原則履修する科目、2単位/週)」を取り入れることを検討する。

さらに、進学する生徒が多い高校では、修学旅行等特別活動や夏期休業中に、会社 訪問やインターンシップを行うことを検討する。

C 全ての学校における組織的・系統的なキャリア教育プログラムの策定(継続・拡充)

各学校でキャリア教育が組織的・系統的に実施されるようにするため、市町等教育委員会と連携し、すべての小学校・中学校・高校で、入学から卒業までのキャリア教育のプログラム(指導計画)を策定する。(継続)

教育委員会は、各高校のキャリア教育プログラム(指導計画)が、キャリア教育の 共通認識である「適切な人間関係が作れること」「自信を持ち将来を切り拓いていく 意欲を持つこと」等を基礎としたうえで、各高校の特色に応じた取組を盛り込んでい るかについて、学校と協議していく。また、カリキュラム(学校全体の指導計画)の 中のキャリア教育の位置付け方や、「生きる意義」「社会貢献」に係る取組の盛り込 み方等について、学校とともに検討していく。(拡充)

D 各学校のキャリア教育実施内容の充実支援(新規)

各小学校・中学校・高校のキャリア教育の実施内容について取組の充実を図るため、 他の校種の学校との連携及び地域や事業所等への橋渡し等を学校に提案するとともに、 実施の援助ができるNPO等と連携して、各学校を支援する。 このことにより、縦(小中高の教育機関)と横(教育と地域)の連携のシームレス(つなぎ目無し)化を図り、系統的なキャリア教育の充実を図る。

具体的には、教育委員会とNPO等の担当者が各学校の現状やニーズを聞きとり、 学校に対して取組に係る提案を行うとともに、実施にあたって必要となる他の校種の 学校や関係機関等への橋渡しを行う。

E 児童生徒が様々な仕事を知るための職業展の開催(新規)

児童生徒が早期から様々な職業の内容や働くことの意義等を知り、進路意識を明確にするため、職業人等と直接対話できる児童生徒向け職業展を開催する。

具体例としては、高校1・2年生を主な対象に、製造・販売・サービス・介護福祉・保育・公務(消防・自衛隊等)など様々な職種の職業人、および各職種に関連する専門学校等と連携し、体育館等を会場に、各仕事に関するブースを設置して、生徒が職業人等と対話できるようにする。中学生および小学生もこれに参加できるようにする。

F 全ての高校(普通科、総合学科、専門学科)における職業教育の充実(継続・拡充)

キャリア教育の土台の上に、職業に従事するための専門的な知識・技能を育成する ため、高校の専門学科においては、基礎学力の充実を徹底することに加え、職業教育 の内容をさらに社会の変化に対応したものにしていく。 (継続)

また、デュアルシステム(企業等と連携した長期にわたる実習)の参加生徒の増加 と内容の充実を図る。(拡充)

普通科及び総合学科においては、基礎学力の充実を徹底することと平行して、現在 は商業等一部の教科・科目に限られている職業に関する授業(例:商業に関する科目) を増やし、時間割の中に組み込んでいくことを検討する。(拡充)

G 特別支援学校におけるキャリア教育の充実(継続・新規)

児童・生徒の社会参加と自立を実現するため、教育課程の編成を工夫しコース制を 導入することにより、生徒が自己選択による進路を決定することが可能になることを 目指す。(継続)

そのために、特別支援学校において、早期(高等部1年生)から職場実習を行うとともに、企業等での勤務経験を持つ外部人材の活用により新しい実習先や就労先を開拓する。(継続)

例えば、協定企業 (ビルメンテナンス協会と平成23年3月協定締結)等との連携により、技術指導や職業教育の充実を図る (継続)

また、新たな職業適性アセスメントの手法を導入して個々の生徒の職業適性を把握し、職種とのマッチングを図り、職場適応促進を図る。(新規)

H 重度の障がいを有する生徒向きの福祉施設利用型デュアルシステムの試行(新規)

重度の障がいを有する特別支援学校生徒一人ひとりの実態に応じたキャリア教育を 進めるため、生徒が福祉施設(作業所、授産所)に出向き、軽作業に取り組む「福祉 施設利用型デュアルシステム」を試行する。

(2) 適切な就職支援

A 「就職支援相談員」の配置(継続・拡充)

就職支援に課題を持つ主に普通科高校が進路相談や求人開拓を充実させるため、これらの学校に企業等で管理職や人事担当者の経験を持つ人材を就職支援相談員として配置し、生徒・保護者対象の進路相談やガイダンス、求人開拓、幅広い職業選択のための事業所情報の提供等を行う。(継続)

就職支援相談員の人数や配置校数の拡充を図る。(拡充)

B 就職情報交換会、合同就職面接会の開催(継続・拡大)

就職希望者の希望職種等と求人とのマッチングを図るため、商工会議所等の経済団体・三重労働局・市町等と連携し、県内各地で開催している就職情報交換会・合同就職面接会を実施する。(継続)

加えて、商工会議所と専門高校等が、キャリア教育や職業教育を含む学校教育のあり方、産業界としての求人・人材育成の長期展望等について、協議する場を増やしていく。(拡充)

C 児童生徒が様々な仕事を知るための職業展の開催(新規)[再掲]

児童生徒が早期から様々な職業の内容や働くことの意義等を知り、進路意識を明確にすることができるよう、職業人等と直接対話できる児童生徒向け職業展を開催する。 具体例としては、高校1・2年生を主な対象に、事業所(製造・販売・サービス・

福祉等)、保育、自衛隊等、および様々な職種に関連する専門学校等と連携し、体育館等を会場に、各仕事に関するブースを設置して生徒がこれを廻って対話できるようにする。中学生および小学生もこれに参加できるようにする。

この取組を通じて、生徒が幅広い選択肢から職業を選択する視野を持つようになり、 生徒の希望職種と企業等からの求人がよりマッチしていくことを目指す。

D 各高校の就職指導プロセスの改善(新規)

各高校が行う就職指導をより効果的なものとするため、高校卒業生や、卒業生が就職した事業所からの情報をもとに、高校3年生を対象とした望ましい就職指導のプロセスを検討する。

具体例としては、若年者の雇用支援や人材育成等に専門性と実績を持つ民間企業を活用し、卒業生アンケート等の内容から、モデル的就職指導プロセスを明らかにする。 また、その成果を各高校に普及して、就職指導方法の改善を図る。

E 特別支援学校高等部卒業者への就職支援の充実(継続・拡充・新規)

児童・生徒の就労希望を実現するため、企業等で勤務経験のある人材を職域開発支援員等として雇用し、就労先の開拓を進めるとともに、個々の生徒の障がいの特性に対応した就労先の紹介を行う。(継続)

また、企業等に対して障がいの特性を周知するため、特別支援教育フォーラムを実施するとともに、企業向け就労支援マニュアルを作成し活用を図る。(新規)

併せて、行政のトップが企業の上層部に対して「トップ外交」を行うことによる雇用促進や、商工会議所等の経済団体との連携を拡大し、就労支援ネットワークを構築する。(拡充)

さらに、新たな職業適性アセスメントの導入により、より効果的な生徒の適性と職種とのマッチングの実施や、教育課程の編成を工夫しコース制を導入することにより、生徒が自己選択による進路を決定することが可能になることを目指す。(継続:再掲)

(3)地域と共に創る学校づくりの視点からのキャリア教育のあり方

A キャリア教育推進地域連携会議の開催(継続・拡充)

インターンシップの拡充等、高校のキャリア教育における学校と地域との連携方策を検討するため、県内7地域において、学校・企業・経済団体・市町・ハローワーク等によるキャリア教育推進地域連携会議を開催する。(継続)

現在各地域で年2回程度実施している同会議について、各地域の実情にあわせながら、各種の連携の実務(例:インターンシップ実施方法の改善、高校のキャリア教育の改善、企業等の学校への協力、就職支援等)を運営する事務局的機能を持つものとして実施していくことを検討する。(拡充)

B 全県立学校におけるインターンシップの実施と充実(継続・拡充)[再掲]

集団として「群れる(仲間と共に活動する等)」ことを通して社会性の育成を図るとともに、勤労観・職業観の育成するために、全県立高校で職業を体験する機会を設ける。(継続)

特に普通科高校においては、現在、インターンシップ参加者が17%程度であるため、県立学校校長会や県高等学校進路指導協議会等に働きかけ、インターンシップ参加者を増加させる。(拡充)

また、インターンシップを3日間程度実施している学校については、5日間以上の 実施を目指す。(拡充)

このことに取り組むことを通じて、地域の事業所等と学校が連携し、子どもたちを 核としたキャリア教育を充実させることができる。

C 「(三重県版)ようこそ先輩」と「仕事ぴったり体験」の実施(新規)

子どもたちが将来ありたい姿を見いだすとともに、専門的な技術・技能に関する興味・関心を持てるようにするため、社会貢献に取り組む団体、CSR活動に取り組む企業等との連携を図りながら、すべての小学校・中学校・高等学校で、社会で活躍する卒業生等による授業(講演会・実習体験等)や、地域等で働く人に子どもたちが半日または1日程度密着する体験を実施する。

D キャリア教育モデルプログラムの開発・普及(新規)[再掲]

各高校が入学から卒業までのキャリア教育のプログラム (指導計画) を円滑に作成・整備できるようにするため、産業界と教育委員会・高校等とが連携し、各校のプログラムのベースとなるようなキャリア教育モデルプログラム (指導計画) を策定する。

具体例としては、産業界・教育委員会・高校の代表等が定期的に協議し、産業界の 持つ社員研修のノウハウ等を活用した3年間の指導プログラムを作成する。

また、特に普通科高校においては、キャリア教育を時間割の中に組み込んでいくことを目指して、「産業社会と人間(総合学科で職業等について考えさせるために1年生が原則履修する科目、2単位/週)」を取り入れることを検討する。

さらに、進学する生徒が多い高校では、修学旅行等特別活動や夏期休業中に、会社 訪問やインターンシップを行うことを検討する。

企業と学校が連携し、様々な地域や学校の置かれた状況に応用できるような、ベースとなるモデルプログラム(指導計画)を策定していく。

E 特別支援学校と企業等の連携の強化(拡充・新規)

企業等に対して障がい者雇用の理解啓発を図るため、特別支援学校で実施している 企業向け学校見学会を拡大したり、新たに企業関係者を含む「特別支援学校パートナ ーシップ会議」を学校ごとに開催する。(新規)

今後は、県内7地域において実施する「キャリア教育推進地域連携会議」に特別支援学校が積極的に参加し、就労支援やキャリア教育における学校と地域の連携方策を検討する。(拡充)

(4) 教員の指導力の向上に向けた取組

A 教員が企業の人材育成や経営の実際に触れる機会の創出(新規)

教員がより実効性のあるキャリア教育を展開できるようにするため、企業・経済団体等と連携し、教員が企業の人材育成や経営の実際に触れる機会を創出する。

具体例としては、教職員が職業現場で仕事の実際を見て感じる「ジョブシャドウイング(職業人に付き従う体験を通じて職業について学ぶ取組)」や、各学校に企業経営者等を招いて企業の人材育成や経営について教員と意見交換等を行う機会を作る。

B キャリア教育実践交流会の開催(新規)

各小学校・中学校・高等学校が互いに異なる校種の学校と連携して進めるキャリア教育を充実させるため、県と市町等教育委員会が連携して、各校種の学校の教員が参加する実践交流会を開催する。先進的な事例の紹介等を行い、教員の指導スキルの向上を図る。

C キャリア教育研修会の開催(継続・拡充)

教員のキャリア教育に関する理解を深めスキルを高めるため、県(研修分野)が実施しているキャリア教育に係る教員研修について、県での集合研修やインターネットを用いたEラーニングによる研修を継続し、充実させる。(継続)

また、市町等教育委員会と連携して県内各地で行っている研修の拡充を図る。(拡充)

D すべての学校における組織的・系統的なキャリア教育プログラムの策定

(継続・拡充)「再掲]

各学校でキャリア教育が組織的・系統的に実施されるようにするため、市町等教育委員会と連携し、すべての小学校・中学校・高等学校で、入学から卒業までのキャリア教育のプログラム(指導計画)を策定する。(継続)

各学校のプログラム(指導計画)の策定にあたる教員は、思いを込めてプログラム(指導計画)を策定することを通じて、キャリア教育の考え方や取組のあり方等について、知見を深めていく。このことを通じて、キャリア教育展開のための校内の中核的教員を養成する。(拡充)

E 各高校の就職指導プロセスの改善(新規)[再掲]

各高校が行う就職指導をより効果的なものとするため、高校卒業生や、卒業生が就職した事業所からの情報をもとに、高校3年生を対象とした望ましい就職指導のプロセスを検討する。

各学校の就職指導プロセスの改善にあたる教員は、就職指導の考え方や取組のあり 方等について、知見を深めていく。このことを通じて、学校の就職指導の中核的教員 を養成する。

F 特別支援学校教員の職場実習の実施(継続・新規)

ビルメンテナンス協会(平成23年3月に協定締結)やコンビニエンスストアでの教員向けに指導力を向上するための技能講習を実施する。(継続)

また、経験豊富な外部人材の方のノウハウを活用し、企業訪問をする際のポイントなどを学ぶ研修を充実する。(取組例: 就労支援マニュアルの作成)(新規)

具体的方策に係る追加審議(第2分科会)

左記項目に係る具体的方策イメージの内容等 インターンシップを実施している学校のうち、現在、生徒が3年間に2回以上のインターンシップ等を経
インターンシップを実施している学校のうち、現在、生徒が3年間に2回以上のインターンシップ等を経
験しているのは、インターンシップとデュアルシステムを組み合わせている桑名工業高校等、わずかな高校に限られている(県の把握では4校)。3年間を通してインターンシップ等を体験した生徒は、約3000人(約25%)(平成22年度調べ、全日制)であるが、そのうち、在学中に2回以上体験している生徒は約170人である。1回の学校が学校としての取組により2回以上実施していく方向はありうるが、県全体の取組としては、まずは体験する人数や、体験する日数の拡充に取り組みたい。
各高校は、それぞれが多数の事業所と多様な結びつきをしている。県が一律に連絡の機会を作るのは実情にそぐわない。各高校と事業所がそれぞれ思いを持って事後の結びつきを持って行くことは大切であり、そのことは、県としては(柱2の方策D)「各高校の就職指導プロセスの改善」の中で取り組んでいきたい。
中央教育審議会が本年1月に、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」という答申を発表し、キャリア教育の基本的方向性が示された。この中で、「人間関係形成」「自己管理」「課題対応」「将来設計」といった力を付けることが、キャリア教育の基礎とされた。これらはキャリア教育の「不易」の部分にあたると考えられるが、例えば「将来設計」の中身を具体的にみていくと、社会の変化の中で現代の様々な職業を知ることや、高度化した情報を適切に活用するといった「流行」にあたるものも含まれる。 県としては、ここで示された方向を基本として、社会的自立の基礎となる「不易」の部分と、今後の社会で職業人として生きていくのに必要な「流行」の部分について、各学校がバランスよく取り組んでいくよう、働きかけていく。
学校の校内体制整備は、各学校が校長のリーダーシップのもと、すべての教育活動に係る業務を遂行するため、適切に行うべきものである。県として「すべての学校における組織的・系統的なキャリア教育プログラムの策定(柱1「具体的方策のイメージ」のC)」を進める中で、従来の進路指導部だけでなくキャリア教育の担当者を明確にし、キャリア教育の年間指導計画を意識した取組が出来るように働きかけることで、各学校の校内体制整備が進んでいくものと考える。
ゲストスピーカーの講演内容等を受けて、「全ての高校(普通科、総合学科、専門学科)における職業 教育の充実(柱1「具体的方策のイメージ」のF)」を示したので、この中で取り組んでいきたい。
特別支援学校卒業生のうち、事業所に就労する生徒は年間40~50名程度であり、さらに障がい種別、障がい特性、障がい程度等が個々に異なるため、データの分析によって一定の傾向を導くのはきわめて難しい。また、その傾向が同様の条件の生徒に当てはまるわけでもないことから、障がいのある生徒については、一人ひとりの実態把握に基づく丁寧な就労支援、キャリア教育を進めている。その中で現在は、障がい者の就労の可能性が高いと考えられるビルクリーニングや農業に関する職種を新たな就労先として検討し、その技術習得について授業で取り組んでいる。しかしながら、事業所就労者のデータを継続的に収集・分析することで、今後の生徒の就労支援について少しでも効果的な方向性を検討していきたい。
高校卒業生が県外・国外に羽ばたいていくことは一面では素晴らしいことであるが、県立高校としては、地域社会や産業や担い手として活躍し貢献する人づくりを重視する立場から、地域とのつながりを重視した支援を基本としていきたい。
特別支援学校の生徒は、社会経験や情報の不足、見通しの持ちにくさという障がい特性等によって、 自らの将来に対するイメージを持ちにくく、進路の自己選択・決定につなげることが難しい生徒が少な くない。そこで就労条件(賃金・雇用形態)を含めた就労先を選択・決定できるようにするため、現在、 早期から職場実習を実施するようにし、体験的に判断の材料を得られるようにしている。

具体的方策に係る追加審議(第2分科会)

審議が十分でない項目等	左記項目に係る具体的方策イメージの内容等
《柱2》障がいのある生徒の雇用を促進をするには、生徒の持つ可能性や成功事例などの情報を企業向けに発信してはどうか。	障がいのある生徒の就労可能性や成功事例に関する情報発信として、現在、職域開発支援員の企業訪問や「特別支援教育フォーラムinみえ」の実施によって、理解啓発の推進に取り組んでいる。しかしながら、障がい者雇用については、依然として厳しい状況にあることから、関係機関と連携し、生徒が持っている可能性について、引き続き情報発信に努めたい。
《柱2》障がいのある生徒の雇用を促進するためには、マッチングを丁寧に行う仕組みを作って、成果がわかるようにデータ化してはどうか。	特別支援学校生徒の就労支援として、生徒の職業適性と職種とのマッチングは非常に重要であり、 現在は個別の教育支援計画等を活用しつつ、作業学習や職場実習を通して、マッチングに努めてい る。今後はより客観的に職業適性が把握できるアセスメントを活用し、マッチングの精度をあげていき たい。
《柱3》文化祭を公開し、企業等の方との交流の場にする。	文化祭については、土曜日・日曜日等に開催する学校もあれば、平日開催もあり、また女子が多数である学校、夜間・昼間の定時制の学校等、様々な状況に応じて各高校が公開の方法を検討し決定している。意義は十分理解できるので産業界等からの声を各高校に伝えていくが、県が一律に施策として実施するのではなく、各高校が自校の実態に合わせて、できる高校から工夫した取組を実施するよう、助言してまいりたい。なお、文化祭等を含めた産業界と学校の連携強化については、(柱1の方策C)「すべての学校における組織的・系統的なキャリア教育プログラムの策定」の中でとりくんでいきたい。
《柱3》企業と学校が連携を強化するために、卒業生に係る情報共有を定例的に作る。	各高校は、就職した生徒の職場定着と次年度の求人開拓を兼ねた事業所訪問を実施しており、県はこれに係る教員旅費を支援している。これが不十分であるという御指摘と受け止める。高校が訪問回数を増やしたり定例的に情報共有の機会を作るよう引き続き働きかけていくが、県として一律に何らかの機会を作ることはそぐわないと考えられるので、(柱2の方策D)「各高校の就職指導プロセスの改善」の中でとりくんでいきたい。
《柱3》キャリア教育の推進について、企業に対しても責任を負うことを求めていくのであれば、企業との連携と併せて、行政としてインセンティブを示して取組の定着を図っていくべきではないか。	障がい者雇用に積極的に取り組む事業所との連携を深め、継続的な雇用に結びつく有効な施策について検討していきたい。

平成22年度事業所就労者の雇用状況 (障がい種別)

特別支援教育室

絶対数が限られているため、明確な傾向ではないが、下記の実態であった。

1 業種の特徴

- ◎全体(47名) ~ 医療福祉関係(15名)、製造業(14名)で6割を占めており、次いでサービス業、卸売業・小売業となっている。
- ●視覚障がい(7名) ~ 医療・福祉関係に100%就労し、マッサージ等を職務としている。
- ●聴覚障がい(2名) ~ 製造業、農業への就労が50%ずつである。
- ●知的障がい(35名)~ 製造業が40%弱(13名)で最も多い。 次いで医療・福祉関係が20%(7名)で、主に清掃・雑務を職務としている。
- ●肢体不自由(3名) ~ サービス業、医療、小売業に33%(1名ずつ)である。

2 雇用条件

- ◎全体(47名) ~ パート(35名)が全体の3/4で最も多く、正・準社員は1割強となっている。
- ●視覚障がい(7名) ~ 正社員が30%弱、パートが40%強である。自宅開業をする者がある。
- ●聴覚障がい(2名) ~ 2名ともパートである。
- ●知的障がい(35名)~ パートが80%弱、正・準社員を合わせて17%である。
- ●肢体不自由(3名) ~ 3名ともパートである。

3 賃金(月収)

- ◎全体(47名) ~ 平均して10万円弱の賃金である。
- ●視覚障がい(7名) ~ 平均14万円弱で、最も収入が多い。
- ●聴覚障がい(2名) ~ 平均11万円強で、視覚障がいに次いで収入が多い。
- ●知的障がい(35名)~ 平均10万円弱である。短時間労働者が含まれる。
- ●肢体不自由(3名) ~ 平均7万円弱である。短時間労働者が含まれる。

平成22年度特別支援学校高等部・高等部専攻科卒業生 事業所就労者の雇用条件

特別支援教育室

										eration and contra	14/11/21/2		
			業種					雇用条件					
教育	部門	人数	サービス業	医療・福祉	製造業	卸売業・小売業	農業・林業	運輸業	正社員	學社員	₹ E	血染	そ の 他
視覚障害	視覚障がい合計	7	0	7	0	0	0	0	2	0	-3	2	0
75.54 C	割合(%)	,	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	42.9%	28,6%	0.0%
聴覚障害	聴覚障がい合計	2	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0
地光洋口	割合(%)	Z .	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
知的障害	知的障がい合計	35	6	. 7	13	6	2	1	3	3	27	0	2
VHH3/4 E	割合(%)	33	17.1%	20,0%	37.1%	17.1%	5.7%	2.9%	8.6%	8.6%	77.1%	0.0%	5.7%
肢体不自由	肢体不自由合計	3	1	1	0	1	0	0	0	0	3	0	0
及件个自由	割合(%)	3	33,3%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
合	冒	47	7	15	14	7	3	1	5	3	35	2	2
=	引合(%)		14,9%	31.9%	29.8%	14.9%	6.4%	2.1%	10.6%	6.4%	74.5%	4.3%	4.3%

uting an distance as				
教育	部門	人数	賃金(円)	
and the second		4		
is designed to story the particle published the				
坦益陪宝	視覚障がい合計	7	682,000	
視覚障害 	1人当たりの賃金	1	136,400	
聴覚障害	聴覚障がい合計	2	226,000	
	1人当たりの賃金	_	113,000	
知的障害	知的障がい合計	35	3,407,000	
WHITE	1人当たりの賃金	33	97,343	
肢体不自由	肢体不自由合計	3	200,000	
及件作自由	1人当たりの賃金	J	66,667	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	計	47	4,515,000	
1人	当たりの賃金		96,064	

A. 基本的な考え方

検討項目	現計画(基本計画)の内容	今後の対応策
①計画の趣旨	教育振興ビジョンに基づき、県立高等学校の適正規模・適正配置の計画的な推進により、魅力 ある教育環境の整備を図る。	
②計画の期間	平成14年度~平成23年度の約10年間	
③計画の性格	平成14年度を初年度と捉え、約10年間の県立高等学校の適正規模・適正配置にかかる基本的な考え方を示す。また、基本計画を確実に実行していくため、実施計画を策定し、地域の特性を踏まえ、県全域を6地域程度に区分して、地域ごとに3年から5年間程度を見通し推進する。	
④策定に係る 現状と課題	① 生徒の学習ニーズの変化への対応 教育振興ビジョンの実現には、子どもたち一人ひとりの多様な個性や適性に合わせた教育を目指す必要があり、学科の設置や入学定員策定などに反映することが不可欠である。さらに、新しいタイプの高等学校(昴学園、みえ夢学園、あけぼの学園、いなべ総合学園など)の設置などの教育改革を推進し、学習ニーズを積極的に変えていく施策を進めていく必要がある。② 少子化とその対応 長期的な観点を踏まえて、弾力性のある計画の策定と推進を行うことが必要である。また、東紀州の将来的な予測や度会郡内の現状には早急に対応する必要がある。 ③ 時代の転換期とその対応 変化に対して的確に応え、学習者の視点で進めるためには、子どもたちのいる学校現場から改革を進めることが必要である。また、こうした学校活性化の成果を、学校評価など「開かれた学校づくり」の中で検証しつつ、再編活性化基本計画を推進することが必要である。	
	① 教育振興ビジョン: 少子化を教育の環境、条件、内容面における質的向上を図るチャンスと捉え、高等学校の適正規模・適正配置を推進し、学校の魅力化・特色化をより一層進めることにより、学校の主体である子どもたち一人ひとりを尊重した教育を充実する。 ② 教育改革の推進: 各学校の特色づくり(総合学科、中高一貫教育校、単位制高校を設置したり、学校間連携等の取組を充実するなど)を推進することにより、これまでの成果等を踏まえ、地域等の実態に応じて、教育改革のより一層の推進を図る。 ③ 技術革新:ITなどの技術の進歩を十分に活用し、学校間や学校と地域社会との関係を密にするとともに、国際化や情報化に対応した学習内容を整える。	

B. 高等学校の活性化(魅力ある高等学校づくりの推進)

検討項目	現計画(基本計画)の内容	現 状 ※ 詳細は「資料5」参照	課 題 ※ 詳細は「資料5」参照	今後の対応策
①各学科				
a. 普通科	を図るとともに、学校間連携を積極的に推進する。	れており、高等学校生徒の56.6%が普通科に在籍している。(平成23年5月1日現在) ◆ 生徒のほぼ全員が大学進学を希望する高等学校は7~9学級の大規模校であり、進学に対応した授業が行われている。また、6~8学級規模の学校の中には、大学進学希望者が比較的多いが、専修学校への進学や就職も進路状況の一定割合を占める学校がある。 一方、生徒の進路希望が就職中心の学校は例外もあるが小規模な学校であることが多く、就職や卒業後に向けた基礎学力の向上に向けた	■ 新規高校卒業就職者のうち3年以内の離職者数が多い。 ■ 就職、進学それぞれの進路希望に対応したキャリア教育を推進する必要がある。 ■ 目前の入試等に縛られない長期的な視野に立った「志」を育成する必要がある。	
b. 普通科系専門学科		◆ 理数科、英語関連学科、国際関係学科、体育科、応用デザイン科など、普通教育の一分野をより高度に拡充させた教育を行う学科が10校に設置されている。	■ 理数科、英語関連学科においては、より高度な内容を学習するための教育の研究と実践を行う必要がある。 ■ 英語関連学科、国際関係学科、体育科、応用デザイン科の各学科において、就職、進学それぞれの進路希望に対応したキャリア教育を推進する必要がある。 ■ 体育科、応用デザイン科においては、基礎学力の育成定着に向けた研究と実践を行う必要がある。	
c. 総合学科	P4②参照	P4②参照	P4②参照	
d. 農業	● 2学級以上の規模がある専門学科について も活性化を推進する。(例:専門学科間の統廃 合、各学科の枠を超えた科目選択、特色ある	工、園芸・造園などの分野で実習を重視した学習を行っている。どの学科も1学級規模である。 ◆ 進路の状況は約6割が就職である。農業関係への就職の割合は高くないが、近年その割合	■ 一部の学校で志願者数が減少している。 ■ 農業の専門性をいかした就職先の確保ができていない。	
e. 工業	● 新しい字符や特色のもコース等の新設について早急に検討を進める。(例:芸術など)		制が構築できていない。 生徒の高度な資格取得や技能・技術の習得への指導のため教員の専門的技術の向上が必要である。 コミュニケーション能力の育成が十分でない。	

B. 高等学校の活性化(魅力ある高等学校づくりの推進)

検討項目	現計画(基本計画)の内容	現 状 ※ 詳細は「資料5」参照	課 題 ※ 詳細は「資料5」参照	今後の対応策
f. 商業		簿記や情報処理等のビジネススキルの習得に加え、近年は商品開発や販売促進の分野にも取り組んでいる。	■ 地域の企業が要望する職種・業種の実態把握などが不足している。 ■企画力・提案力の育成が不十分である。 ■ 就職を希望する生徒の職種と求人のミスマッチに対して、教育内容の工夫・改善が十分にはかれていない。	
g. 水産		◆ 水産高校に海洋、水産製造・増殖、機関の3つの学科が置かれ、海洋漁業、海洋工学、水産食品等に関する教育を進めている。また、漁業と機関の2つの専攻科が置かれ、専門教育を推進している。 ◆ 進路の状況は約65%が就職であり、そのうち44%が水産・海運関連の産業に就業している。(平成22年度卒業者)	■ 水産の専門性を生かした就職先の確保が必 要である。	
h. 家庭			■ 生徒の高度な資格取得や技能・技術の習得 への指導のため教員の専門的技術の向上が必	
i , 看護	•	◆ 桑名高校に衛生看護科として設置されており、平成14年度入学者から専攻科と合わせて看	■ 5年一貫教育のさらなる充実が必要である。	
j . 情報				
k. 福祉		◆ 伊賀白鳳高校と明野高校の2校に設置されており、介護福祉士受験資格の取得ほか、多様な福祉サービスに対応できる専門的な知識や技術の習得するための教育を行っている。 ◆ 進路の状況については、就職者が全体の約4割であり、福祉関連の企業等へ多く就職している。また、進学者も福祉関係の専修学校や大学への進学が多い。	た、実習先の確保、授業時間数の確保、教員要件を満たす教員の確保が難しい。	

B. 高等学校の活性化(魅力ある高等学校づくりの推進)

検討項目	現計画(基本計画)の内容	現 状 ※ 詳細は「資料5」参照	課 題 ※ 詳細は「資料5」参照	今後の対応策
②新しいタイプの高校				
a.総合学科	 ● 地域における教育ニーズに応じて整備する。その際、通学環境や地域の実態を踏まえ、既存施設の利用も視野に入れ、体験的な学習の場を自校内に持たない連携型の総合学科も検討する。 ● 普通科高校が隣接している地域へ総合学科を導入することにより、地域の高等学校全体の特色化を早期に推進する。 ● 地域の特色や学校の実態に応じて、総合学科同様の効果をあげることができる学校間連携についても、積極的に実現を図る。 	◆ 学校間連携の取組は進んでいない。	వ 。	
 b. 単位制	● 各学校が推進する特色ある教育活動や、カリキュラム編成を推進するため、将来全ての普通科に単位制の導入することも視野に入れて改革を進める。	◆ 現在、全日制で16校、定時制で6校に単位 制を導入している。	■ 生徒が科目選択を行うにあたり、計画的かつ綿密で適切な進路ガイダンスが行える体制を整備する必要がある。	
c. 中高一貫教育校	校を設置するよう、地域における積極的な研究 を進める。	◆ 併設型中高一貫教育校、中等教育学校の 設置については、中高一貫教育推進会議におい て検討している。	の少子化が進行しており、連携中学校から連携 高校への進学率が伸び悩んでいる。地域との連	
③その他の活性化の取組	指す。 ● 各校は、特色づくりにあたって、活性化の具	実施と結果の公表に努めることとしている。 ◆ 各学校が生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じて、教育内容の改善をはかり、 特色化・魅力化を推進しているが、入学者数が	校づくりを進めるため、学科・コースの新設・改編 や教育内容の工夫・改善をはかるなど、今後も	

C. 県立高等学校の適正規模・適正配置について

検討項目	現計画(基本計画)の内容	現 状	課題	今後の対応策
学校規模の適正化	 ● 県全体の高等学校の適正規模について、原則として1学年学級数を8学級以下、3学級以上とする。 ● 県全体として高等学校の活力を維持していく観点から、県全体の県立高等学校1校あたりの1学年学級数の平均値が6を大きく下回ったり、上回ったりしないよう努める。 			
①全日制高校「大規模校」の 適正規模・適正配置	● 各高等学校ごとの適正規模や周辺の学校の状況を踏まえつつ、併設学科や併設課程を 他の学校へ移転することやその廃止も視野に入	る。	■ 引き続き、適正規模化を進めていく必要がある。	
②全日制高校「小規模校」の 適正規模・適正配置	● より広く地域全体を視野に入れて、教育の質的な向上を図ることで、子どもたちに魅力ある教育環境を整備するという観点から、再編活性化を検討する。 ● 1学年2学級以下の規模を設置のコンセプトの一つとして開校した学校を除き、1学年2学級以下となった学校は、統廃合も視野に入れた活性化の具体的方策を地域社会とともに検討し、実施計画に示す。	性化を進めてきた。 ◆ 1学年2学級以下の学校については、再編活性化実施計画に基づき、統合や募集停止、校舎制の実施など適正化策を進めてきた。	■ 引き続き、協議会等での意見を聞きながら、 今後のあり方について、検討をする必要がある。 ■ 特に、伊賀地域と伊勢志摩地域では、中学校卒業者数の大幅な減少が予想されることから、今後のあり方について検討をすすめることが急務である。	

C. 県立高等学校の適正規模・適正配置について

検討項目	現計画(基本計画)の内容	現 状	課題	今後の対応策
学校配置の適正化				
③定時制高校・通信制高校	ないこととし、学習者に魅力ある教育を提供する観点で、学科の統合廃止を含めた定時制高校の活性化を進める。 ●「定通ネットワーク」の拠点となる独立校を、学習ニーズを見定めながら設置する。また、北勢と南勢の既設独立校を拠点校とすることを視野に入れて、各高等学校の改革を早急に進めるとともに、伊賀地域への拠点校設置の在り方	戸高校と亀山高校を統合し、飯野高校に定時制課程を設置した。 ◆ 北勢地域では北星高校を拠点として整備したが、南勢地域については、未実施で、また、伊賀地域については検討の結果、見送られた。	め、引き続き定通ネットワークの整備が必要である。 ■ 急増する外国人生徒に対応した日本語支援、学習支援が必要である。 ■ 入学者の少ない地域の併設定時制につい	
④通学区域	する。	◆ 平成16年度から、普通科・理数科における通学区域(北部学区・中部学区・南部学区)は維持するが、隣接する通学区域の高等学校へ志願できるものとした。		
⑤公私比率	者に多様な選択を保障する観点から、学習者の将来の可能性を狭めないよう考慮しつつ、公私		■ 少子化傾向が続く中で、公教育を担う公立と私立が生徒や保護者のニーズに対応した適切な募集定数を策定できるよう、今後も協議を続ける必要がある。	
⑥高等学校入学者選抜等制度	選抜制度の改善を一層推進する。(例:入学者 選抜を学習の契機としないような教育システム を導入。全ての学校、学科でその特色に応じて 学力検査を用いない選抜を行う。)		学校から高等学校への一層適切な接続を図っ ていく必要がある。	
⑦地域特性を踏まえた計画推進		◆ これまでに県内7つの地域(鈴亀、白山・一 志、松阪、伊勢志摩、伊賀、紀北、紀南)と1校		